

## 法人解散（合併）・事務所等廃止申告書 記載要領

- 1 ~~この申告書は1枚目は提出用に、2枚目は控用になっています。提出用及び控用は、そのまま複写で記載できます~~  
ます。なお、「法人番号」欄には、国税庁より通知される13桁の法人番号を記載してください。
- 2 この申告書は、次の場合に使用してください。
  - (1) 法人が解散した場合には、清算人が大阪市長へ解散した日から2月以内に提出してください。
  - (2) 法人が合併した場合には、合併法人が大阪市長へ合併した日から2月以内に提出してください。  
なお、被合併法人の事務所等を合併法人の事務所等とする場合は、合併法人の事務所等を新たに開設したこととなる場合もありますので、その時には「法人設立・事務所等開設申告書」も併せて提出してください。
  - (3) 事務所等を廃止した場合には、大阪市長へ廃止した日から2月以内に提出してください。
- 3 ※印欄は、記載しないでください。
- 4 個人の方は①～③の欄は、記載しないでください。
- 5 法人が解散した場合の記載要領
  - (1) 「本店所在地」欄は、解散した法人の登記事項証明書等に記載されている本店又は主たる事務所等の所在地を記載してください。
  - (2) 「法人名」欄は、解散した法人の名称を記載してください。
  - (3) 「代表者」の各欄には、解散した法人の代表者の「住所」及び「氏名」を記載してください。
  - (4) 「法人が解散・法人が合併・事務所等を廃止」は、「法人が解散」を（　）で囲んでください。
  - (5) 「解散又は合併年月日①」欄は、解散の日（解散決議の日）を記載してください。
  - (6) 「清算人②」欄は、清算人の「住所」及び「氏名」を記載してください。
  - (7) 「廃止する事務所等」の各欄には、廃止する事務所等の「所在地」、「名称」及び「廃止年月日」を記載してください。
  - (8) 「被合併法人③」欄は、記載しないでください。
  - (9) 「大阪市内の主たる事務所等」の各欄には、大阪市内の2以上の区にわたり事務所等を有する場合の主たる事務所等の「所在地」及び「名称」を記載してください。
  - (10) 「転出先」欄は、事務所等を大阪市外へ移転した場合の移転後の所在地を記載してください。
  - (11) 「所轄税務署」欄は、法人税の納税地を所轄する税務署名を記載してください。
  - (12) 「従業者数」の各欄は、次のように記載してください。
    - ア 「総数」欄には、解散の日現在の当該法人の全従業者数
    - イ 「左のうち大阪市内の事務所等分」欄には、上記のうち大阪市内の事務所等の従業者数の合計数
    - ウ 「左のうち事務所等廃止区内の事務所等分」欄には、上記のうち事務所等廃止区分の事務所等の従業者数の合計数
  - (13) 「廃止事務所等に係る事業所用家屋の所有者」の各欄には、廃止事務所等に係る事業所用家屋の所有者の「住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）」及び「氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）」を記載してください。
  - (14) 「廃止事務所等に係る事業所床面積」の各欄は、次のように記載してください。
    - ア 「専用部分」欄には、廃止事務所等に係る専用床面積（1平方メートルの100分の1未満は切り捨ててください。イ及びウにおいても同様とします。）
    - イ 「共用部分」欄には、廃止事務所等に係る共用床面積
    - ウ 「計」欄には、ア及びイの合計床面積  
なお、廃止事務所等に係る事業所用家屋の全部を専用していた場合は「計」欄のみ記載してください。
  - (15) 「備考」欄には、その他参考となる事項を記載してください。
- 6 法人が合併した場合の記載要領
  - 5の記載要領に準じますが、次に留意のうえ記載してください。
    - (1) 「本店所在地」、「法人名」及び「代表者」の各欄は、5の(1)～(3)の「解散した法人」を「合併法人」と読み替えて記載してください。
    - (2) 「法人が解散・法人が合併・事務所等を廃止」は、「法人が合併」を（　）で囲んでください。
    - (3) 「解散又は合併年月日①」欄は、合併の日を記載してください。
    - (4) 「清算人②」欄は、記載しないでください。
    - (5) 「廃止する事務所等」の各欄には、合併法人の事務所等となる場合においても記載してください。
    - (6) 「被合併法人③」欄は、被合併法人（合併により設立された法人は各被合併法人）の「所在地」及び「名称」を記載してください。
    - (7) 「大阪市内の主たる事務所等」の各欄には、合併法人が大阪市内の2以上の区にわたり事務所等を有する場合の主たる事務所等の「所在地」及び「名称」を記載してください。
- 7 事務所等を廃止した場合の記載要領
  - 5又は6の記載要領に準じますが、次に留意のうえ記載してください。
    - (1) 「本店所在地」、「法人名」、「個人事業の場合の事業主氏名」及び「代表者」の各欄は、法人にあっては登記事項証明書等に記載されている本店所在地等を各該当する欄に、個人にあっては住所等を各該当する欄に記載してください。
    - (2) 「法人が解散・法人が合併・事務所等を廃止」は、「事務所等を廃止」を（　）で囲んでください。
    - (3) 「清算人②」欄及び「被合併法人③」欄は、記載しないでください。
    - (4) 「廃止後の大阪市内の主たる事務所等」の各欄には、事務所等廃止後の大阪市内の主たる事務所等の「所在地」及び「名称」を記載してください。
    - (5) 「所轄税務署」欄は、法人にあっては、法人税の納税地を所轄する税務署名を、個人にあっては、所得税の申告をする税務署名を記載してください。
    - (6) 「従業者数」の各欄は、5の(12)の「解散の日」を「廃止の日の属する日の直前の月の末日」と読み替えて記載してください。